

令和4年 10月 13日

山梨県教育庁

総務課教育企画室 室長

望月 勝一

電話 055-223-1767 (内線 8020)

特別支援教育・児童生徒支援課 課長

鷹野 美香

電話 055-223-1752 (内線 8380)

令和5年度山梨県公立高等学校・山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部 入学者選抜実施要項に定める「特別日程」について

「令和5年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項」等に基づき新型コロナウイルス感染症への対応による特別日程を定めた。

特別日程について（追検査等による受検機会の確保）

	高等学校	特別支援学校	
		盲学校 高等部 (普通科除く)	桃花台学園
特別日程への移行	県教育委員会が令和5年3月3日(金)に判断し、特別日程への移行を発表する。 特別日程は、別添1「令和5年度公立高等学校入学者選抜日程」のとおり。	県教育委員会が令和5年3月3日(金)に判断し、特別日程への移行を発表する。	県教育委員会が令和5年2月1日(水)に判断し、特別日程への移行を発表する。
移行判断の基準	後期募集検査・定時制検査を欠席した者の欠試理由が新型コロナウイルス感染症であり、通常日程の追検査を受検できない者が1人でもいる場合。	特別日程は、別添2「令和5年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜日程」のとおり。 入学検査を欠席した者の欠試理由が新型コロナウイルス感染症であり、通常日程の追検査を受検できない者が1人でもいる場合。	

※ 実施要項本文 29 ページ及び 76 ページ。実施要項は県HPに掲載しますのでご確認ください。

○ 特別日程を定めるに当たっての考え方

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」に定める現に入院している者の療養期間等に関する基準に鑑み、入学検査と追検査の間隔について、10日を基本とした。

<問い合わせ先> 山梨県教育庁

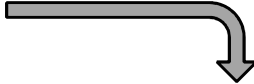
高等学校について：総務課教育企画室 高校改革担当 055-223-1767

特別支援学校について：特別支援教育・児童生徒支援課 特別支援教育担当 055-223-1752

令和5年度公立高等学校入学者選抜日程

通常日程							
令和5年 1月		令和5年 2月		令和5年 3月		通信制	
1 日		1 水	前期募集検査	1 水			
2 月		2 木		2 木			
3 火		3 金		3 金	全日制後期募集検査・ 定時制検査		
4 水		4 土	県外入学志願（全日制後期・ 定時制募集）及び 帰国生徒等特別措置 申請期間	4 土	定時制検査		
5 木		5 日		5 日			
6 金		6 月		6 月			
7 土		7 火		7 火	追検査		
8 日		8 水		8 水			
9 月 成人の日		9 木		9 木		1期出願 期間	
10 火	県外入学志願（前 期募集）申請期間	10 金		10 金	入学許可予定者発表	全日制再募集 出願期間	
11 水		11 土		11 土			
12 木		12 日		12 日			
13 金	13 月	13 月			1期出願 期間		
14 土		14 火	14 火		1期出願 期間		
15 日		15 水	15 水	全日制再募集検査		1期検査	
16 月		16 木	16 木		定時制再募集 出願期間		
17 火		17 金	17 金	全日制再募集入学 許可予定者発表		1期発表	
18 水		18 土	18 土				
19 木		19 日	19 日				
20 金	全日制前期募集 出願期間	20 月	20 月			2期出願 期間	
21 土		21 火	21 火	春分の日			
22 日		22 水	22 水	22 水	定時制再募集検査		
23 月		23 木 天皇誕生日	23 木			2期出願 期間	
24 火		24 金	24 金	定時制再募集 入学許可予定者発表			
25 水		25 土	25 土				
26 木		26 日	26 日				
27 金	1/27 ～ 2/13 申請期間	27 月	27 月			2期出願 期間	
28 土		28 火	28 火			2期検査	
29 日		29 水	29 水				
30 月		30 木	30 木				
31 火		31 金	31 金				

3月3日に、教育委員会が、新型
コロナウイルス感染状況等を考慮
し、特別日程に移行するか判断。



特別日程			
3月	全日制	定時制	通信制
7 火			
8 水			
9 木			1期出願 期間
10 金			
11 土			
12 日			
13 月			1期出願 期間
14 火	追検査	追検査	1期出願 期間
15 水		(追検査)	1期検査
16 木	入学許可 予定者発表 再募集 出願期間	入学許可予定 者発表	
17 金	再募集出願期間	再募集出願期間	1期発表
18 土	再募集検査		
19 日			
20 月	再募集入学許可 予定者発表	再募集出願期間	
21 火			
22 水		再募集出願期間	2期出願 期間
23 木		再募集検査	
24 金			2期出願 期間
25 土			
26 日			
27 月		再募集入学許可 予定者発表	
28 火			2期出願 期間
29 水			2期検査
30 木			
31 金			

※ 前期募集検査について、検査を1日で実施する
場合は、2月1日(水)に実施する。

通信制2期発表: 4月3日(月)

通信制2期発表: 4月4日(火)

令和5年度 県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜日程

令和5年 1月			令和5年 2月			令和5年 3月				
1	日		1	水	桃花台学園入学検査	申請期間	1	水		
2	月		2	木			2	木		
3	火		3	金			3	金	盲学校等入学検査	
4	水		4	土			4	土		
5	木		5	日			5	日		
6	金		6	月	桃花台学園追検査		6	月		
7	土		7	火			7	火	盲学校追検査(普通科除く)	
8	日		8	水			8	水		
9	月	成人の日	9	木	桃花台学園入学許可 予定者発表		9	木		
10	火		10	金		盲学校等 出願期間	10	金	盲学校等入学許可 予定者発表	
11	水	11		土	建国記念の日		11	土		
12	木	12		日			12	日		
13	金		13	月	桃花台学園追検査	盲学校等 出願期間	13	月	特別支援学校 再募集 出願期間	
14	土		14	火	桃花台学園入学許可 予定者発表		14	火	盲学校追検査	
15	日		15	水			15	水	特別支援学校 再募集検査	
16	月		16	木			16	木	盲学校入学許可 予定者発表 特別支援学校再募集 出願期間	
17	火		17	金			17	金	特別支援学校 再募集入学許可 予定者発表	
18	水		18	土		18	土	特別支援学校 再募集検査		
19	木		19	日		19	日			
20	金		20	月		桃花台学園 出願期間	20	月	特別支援学校再募集 入学許可予定者発表	
21	土			21	火			21	火	春分の日
22	日			22	水			22	水	
23	月			23	木		天皇誕生日	23	木	
24	火			24	金			24	金	
25	水		25	土		25	土			
26	木		26	日		26	日			
27	金		27	月		盲学校等 通学区域外 又は県外入学 申請期間	27	月		
28	土			28	火			28	火	
29	日							29	水	
30	月							30	木	
31	火							31	金	

※志願者は、令和4年12月28日(水)までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。(志願先の特別支援学校の中学部を令和5年3月卒業見込みの者を除く。)

※網掛け斜体は新型コロナウイルス感染症特別措置日程

※新型コロナウイルス感染症に罹患等し受検できなかった者は、学校毎に適切に対応する。

別記3 新型コロナウイルス感染症への対応による特別日程への移行

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応として、感染者及び濃厚接触者等の状況によって通常日程では、志願者に不利益を被ることがあると教育委員会が判断した場合には、令和5年3月3日(金)に特別日程への移行を発表し、次のとおり実施する。(表紙裏の入学者選抜日程参照)
- 2 追検査

全日制に係るⅢの「第8 追検査」及び定時制に係るⅤの「第7 追検査」の検査期日については、令和5年3月14日(火)とする。
- 3 入学許可予定者の発表

全日制に係るⅢの「第10 入学許可予定者の発表」及び定時制に係るⅤの「第9 入学許可予定者の発表」の日時については、令和5年3月16日(木)午前11時とする。
- 4 再募集検査
 - (1) 全日制課程
 - ・Ⅳの「第4 出願方法」に定める出願期間については、令和5年3月16日(木)の午後1時から午後4時まで、3月17日(金)の午前9時から午後4時までとする。
 - ・Ⅳの「第7 検査」に定める検査期日については、令和5年3月18日(土)とする。
 - ・Ⅳの「第9 入学許可予定者の発表」については、令和5年3月20日(月)午前11時とする。
 - (2) 定時制課程
 - ・Ⅵの「第4 出願方法」に定める出願期間については、令和5年3月17日(金)及び3月20日(月)の午前9時から午後4時まで、3月22日(水)の午前9時から正午までとする。
 - ・Ⅵの「第6 検査」に定める検査期日については、令和5年3月23日(木)とする。
 - ・Ⅵの「第8 入学許可予定者の発表」については、令和5年3月27日(月)午前11時とする。
- 5 通信制課程
 - (1) Ⅶの「第4 出願方法」に定める第2期出願受付期間については、令和5年3月22日(水)、3月24日(金)及び3月28日(火)の午前9時から午後4時までとする。
 - (2) Ⅶの「第5 検査」に定める第2期検査期日については、令和5年3月29日(水)とする。
 - (3) Ⅶの「第7 入学許可予定者の発表」に定める第2期検査受検者については令和5年4月4日(火)とする。
- 6 追検査あるいは再募集検査を受検できない場合
 - (1) 追検査を受検できない志願者及びその保護者は、ただちに、原則として中学校に連絡した上で、追検査・再募集検査欠席届(様式32)に必要事項を記載し、検査日の午後2時までに、中学校長へ提出する。ただし、志願者及びその保護者がやむを得ない事情により追検査・再募集検査欠席届を提出することが困難な場合には、中学校長は代筆することができる。

なお、追検査受検申請書を提出以降、新たに新型コロナウイルス感染症等(新型コロナウイルス感染症を含む学校保健安全法施行規則第18条第1項に定める第一種の感染症をいう。以下同じ。)に感染した者は、追検査・再募集検査欠席届に医師の診断書を添えて提出すること。
 - (2) 中学校長は、志願者及びその保護者から欠席の連絡を受けたときは、ただちに志願先高等学校へ連絡した上で、追検査・再募集検査欠席届の内容を確認し、校長氏名・職印をもって証明のうえ、検査日の午後3時までに、志願先高等学校へ提出する。
 - (3) 志願先高等学校長は、新型コロナウイルス感染症等及びその濃厚接触等により追検査を受検できない志願者が入学者選抜を希望するときは、調査書の記録により判定し、選抜する。また、この場合の入学許可予定者の発表は、上記3と同様に行う。
 - (4) 新型コロナウイルス感染症等及びその濃厚接触等で再募集検査を受検できない場合についても(1)から(3)によるものとする。ただし、入学許可予定者の発表は、上記4に定める日時と同様に行う。
- 7 受検票に記載されている検査期日の読み替え

様式3(全日制課程再募集)、様式5(定時制課程再募集)及び様式30(通信制課程)の受検票に記載されている検査期日については、上記4及び5の期日に読み替える。

別記3 新型コロナウイルス感染症への対応による特別日程への移行

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応として、感染者及び濃厚接触者等の状況によって通常日程では、志願者に不利益を被ることがあると教育委員会が判断した場合には、桃花台学園においては、令和5年2月1日(水)に、盲学校等においては、令和5年3月3日(金)に特別日程への移行の発表を行い、以下のように日程を変更して実施する。(令和5年度県立特別支援学校高等部入学者選抜日程参照)
- 2 追検査
桃花台学園の追検査期日については、令和5年2月13日(月)とする。盲学校本科保健医療科については、令和5年3月14日(火)とする。
- 3 入学許可予定者の発表
桃花台学園の入学許可予定者の発表の日時については、令和5年2月14日(火)午前11時とする。盲学校本科保健医療科については、令和5年3月16日(木)午前11時とする。
- 4 再募集検査
盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校、ふじざくら支援学校及び桃花台学園(桃花台学園においては、入学許可予定者が募集定員に満たない場合に限る)
 - ・出願期間については、令和5年3月16日(木)の午後1時から午後4時まで及び3月17日(金)の午前9時から正午までとする。
 - ・検査期日については、令和5年3月18日(土)とする。
 - ・入学許可予定者の発表については、令和5年3月20日(月)午前11時とする。
- 5 追検査を含め、受検できない場合の選抜方法
志願先特別支援学校長は、教育相談等の内容や調査書の記録により総合判定し、選抜する。

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 7 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日付け健感発 0225 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「令和 3 年 2 月 25 日付け課長通知」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和 4 年 1 月 5 日付け（令和 4 年 2 月 2 日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき対応をお願いしており、その療養期間については、

- ・有症状患者については、発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合には 11 日目から解除を可能
- ・無症状患者（無症状病原体保有者）については、検体採取日から 7 日間を経過した場合には 8 日目に療養解除を可能（ただし、10 日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること）

を基本としています。

今般、オミクロン株の特性を踏まえた療養期間等については、本日の第 98 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける議論を踏まえ、With コロナの新たな段階への移行を見据え、以下のとおり見直すこととしましたので、内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

なお、本見直しについては、本日（令和 4 年 9 月 7 日）より適用となり、同日時点で患者である者にも適用いたします。

記

1 有症状又は無症状患者の療養期間等について、下記のとおりとすること。

(1) 有症状患者（※1）

(a) (b) 以外の者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

(b) 現に入院している者（※2）（従来から変更無し）

- ・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする。

※1 人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。

※2 高齢者施設に入所している者を含む。

(2) 無症状患者（無症状病原体保有者）

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

2 療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないこと。

3 1 及び 2 に記載する事項を除く新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、引き続き、令和 3 年 2 月 25 日付け課長通知に基づき対応すること。